

議案第 34 号

令和5年度 小国町簡易水道  
特別会計補正予算

(第 1 号)

## 令和5年度 小国町簡易水道特別会計補正予算（第1号）

令和5年度小国町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,300千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,564千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

令和5年6月8日提出

小国町長 渡 邊 誠 次

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料		7,044	100	7,144
	1 使用料	7,039	100	7,139
3 町 債		0	13,200	13,200
	1 町 債	0	13,200	13,200
歳 入 合 計		7,264	13,300	20,564

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総 務 費		7,264	13,300	20,564
	1 杖立水道費	6,631	13,300	19,931
歳 出 合 計		7,264	13,300	20,564

## 第 2 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	13,200	証書借入又は証券発行	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
	13,200			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 使用料及び手数料	7,044	100	7,144
3 町債	0	13,200	13,200
歳入合計	7,264	13,300	20,564

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	7,264	13,300	20,564		13,200	100	
歳出合計	7,264	13,300	20,564		13,200	100	

2 歳 入

(款) 1 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 水道使用料	7,039	100	7,139	1 杖立水道使用料	100	杖立水道使用料 100
計	7,039	100	7,139			

(款) 3 町債

(項) 1 町債

1 町債	0	13,200	13,200	1 町債	13,200	公営企業会計適用債 13,200
計	0	13,200	13,200			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 杖立水道費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	6,631	13,300	19,931		13,200	100		12 委託料	13,300	簡易水道事業地方公営企業法適用 支援業務委託料 10,800 企業会計システム導入支援業務委託料 2,500
計	6,631	13,300	19,931		13,200	100				